

平成 28 年 10 月以降適用になる個人住民税（市民税・県民税）の公的年金に係る特別徴収制度の見直しについて

●公的年金に係る特別徴収制度とは…

65 歳以上の公的年金受給者の公的年金に係る個人住民税（市民税・県民税）について、一定の条件を満たした方の年金から天引きする制度です。普通徴収の納期が 4 回であるのに対し、公的年金からの特別徴収は納期が 6 回のため、1 回あたりの納付額が少なくなり、銀行などの窓口での納税の手間が省けるといいうメリットがあります。

年金からの特別徴収は、4・6・8 月天引きの「仮徴収」、10・12・翌年 2 月天引きの「本徴収」に分かれており、仮徴収の 1 回あたりの徴収額は、前年度 2 月の徴収額と同額になります。

例：公的年金に係る個人住民税（市民税・県民税）の年税額が 5,700 円の場合

平成26年度	平成27年度					平成28年
平成27年 2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	900円	900円	900円

仮徴収
(前年度2月の徴収額)
本徴収
(年税額から仮徴した税額をさしひいた額)

●これまでの制度の問題点

年度の途中で公的年金受給者が転出された場合や税額が変更となった場合、特別徴収できる要件を満たさなくなった場合は、特別徴収が停止となり、残りの税額を普通徴収（自分で銀行などの窓口で納付する方法）で納めていただくようになります。また、公的年金受給者が死亡された場合も特別徴収が停止となり、残りの税額を相続人の方に普通徴収で納めていただくようになります。

これまでの制度では、年税額が前年度よりも大きく変動した場合や前年度の途中で特別徴収が停止となった場合、仮徴収税額と本徴収税額に大きな差が生じてしまい、翌年度以降もこの状態が続くことになり、一度生じた不均衡が平準化されないという点が問題となっています。

例：年税額が5,700円（平成26年度）から37,500円（平成27年度）になった場合

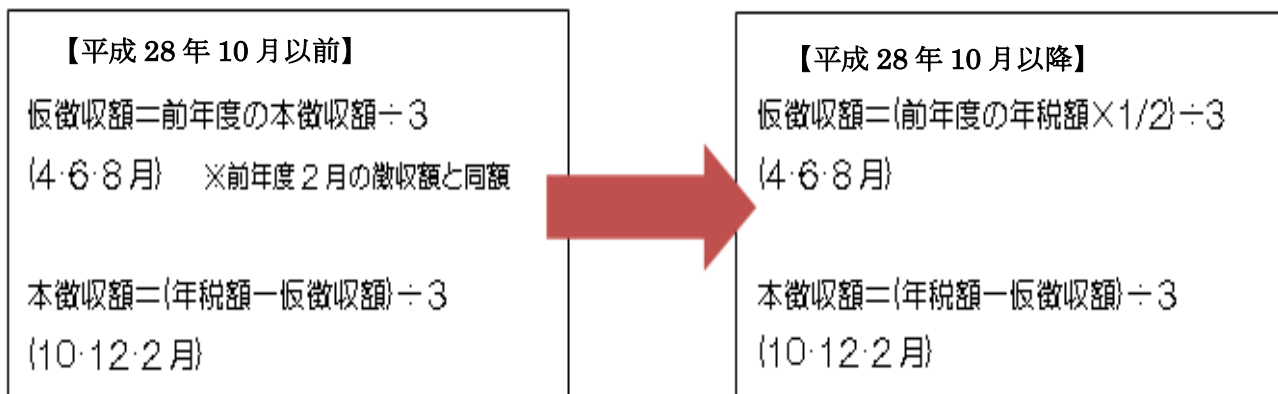
平成26年度	平成27年度					
平成27年 2月	4月	6月	8月	10月	12月	平成28年 2月
900円	900円	900円	900円	11,600円	11,600円	11,600円

仮徴収
徴収額に大きな差が生じる
本徴収

- 公的年金からの特別徴収制度の見直しについて（平成28年10月以降適用）
公的年金からの特別徴収制度の見直しが行われ、平成28年10月以降に実施される特別徴収より、下記のとおり制度が改正されました。

① 特別徴収税額の算定方法の見直し

年間の公的年金からの特別徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額(4・6・8月)を、前年度の特別徴収税額（年税額）の2分の1に相当する額とします。



例：65歳以上で公的年金に係る個人住民税（市民税・県民税）の年税額が60,000円の場合

年度	公的年金に係る個人住民税(市民税・県民税)の年税額	【従来】		【改正後】	
		仮徴収額(4・6・8月)	本徴収額(10・12・2月)	仮徴収額(4・6・8月)	本徴収額(10・12・2月)
H29	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
H30	36,000円 (医療費控除等により減少)	10,000円	2,000円	10,000円	2,000円
R1	60,000円	2,000円	18,000円	6,000円	14,000円
R2	60,000円	18,000円	2,000円	10,000円	10,000円

【従来】生じた不均衡が平準化しない

【改正後】生じた不均衡が徐々に平準化

②他市町村へ転出した場合

これまでの制度では、年度の途中で公的年金受給者が転出された場合や税額が変更となった場合、天引きが停止となり、残りの税額を普通徴収で納めていただけでしたが、改正後は、転出した時期に応じて翌年度の仮特別徴収まで継続することとされました。

転出時期	公的年金からの特別徴収
1月1日～3月31日	転出した年度の翌年度の仮特別徴収（8月）まで継続
4月1日～12月31日	転出した年度の特別徴収（翌年2月）まで継続

③公的年金からの特別徴収税額が変更となった場合の特別徴収の継続

公的年金からの特別徴収税額が変更された場合、特別徴収が停止され、差し引くことができなかった残りの税額を普通徴収で納付してもらいましたが、平成28年10月以後は税額が変更された場合も特別徴収を継続することとされました。

ただし、税額が変更された時期によっては、差し引くことができなかった残りの税額を普通徴収で納付してもらいます。

・年の途中で公的年金からの特別徴収税額が変更された場合の例

公的年金からの特別徴収税額が 60,000 円（仮特別徴収及び特別徴収各 10,000 円）から年の途中で、72,000 円に増額となった場合に差し引かれる税額は以下の通りです。

なお、翌年度の公的年金からの特別徴収税額は 60,000 円とします。

11 月に税額が変更された場合

	徴収月		変更前	平成27年度以前	平成28年度以後
	本年度	仮特別徴収		4・6・8月	各10,000円
特別徴収		10月			
		12月			
	2月	0円 特別徴収を停止※1	22,000円 変更後の税額の残り		
翌年度	仮特別徴収	4・6・8月	0円 特別徴収を停止※2	各12,000円 前年度税額（72,000円）の1/6ずつ	
	特別徴収	10・12・2月	各10,000円 税額の1/6ずつ	各8,000円 税額の残り1/3ずつ	

※1 差し引くことができなかった残りの 22,000 円は、後日普通徴収で納付してもらいます

※2 公的年金からの特別徴収税額の 1/2（30,000 円）を 1・2 期（6・8 月）に普通徴収で納付してもらいます。

12 月中旬から 2 月上旬までに税額が変更された場合

2 月の特別徴収までは、変更前の公的年金からの特別徴収税額（仮特別徴収及び特別徴収各 10,000 円）が差し引かれ、差し引くことができなかった残りの税額（増額となった 12,000 円）については、普通徴収にて納付してもらいます。

また、翌年度の仮特別徴収が停止されるため、公的年金所得に係る市民税・県民税額の 1/2（30,000 円）は普通徴収の 1・2 期（6・8 月）にて納付してもらい、残りの 1/2（30,000 円）は 10 月から 2 月まで公的年金の支給のつど 10,000 円ずつ公的年金から差し引かれます。

よくあるご質問

Q1 特別徴収の対象者となる基準を教えてください。

A1 公的年金に係る住民税の納税義務者のうち、4月1日現在において国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払を受けている 65歳以上の方が対象です。

Q2 公的年金からの特別徴収は、本人の意志による選択できますか？

A2 本人の意志による選択は認められていません。

平成21年4月から、地方税法により、「公的年金等所得に係る個人住民税については、年金から特別徴収の方法により徴収する。」とされており、次に掲げる場合を除き、原則として公的年金を受給しているすべての納税義務者が特別徴収の対象になります。

- ・ 公的年金の年額が18万円未満の方
- ・ 介護保険の特別徴収対象被保険者でない方
- ・ 特別徴収税額が公的年金の年額を超える方

Q3 公的年金の所得以外に営業所得や不動産所得があります。それらに係る住民税についても年金から特別徴収されますか。

A3 公的年金所得以外の所得に係る住民税については、年金からの特別徴収は行われず、普通徴収によることとなります。

公的年金から特別徴収できる住民税は公的年金に係る住民税額のみです。

Q4 今まで給与から合算して年金にかかる住民税を納めていたが、これまでどおり給与からの特別徴収は可能か？

A4 給与より合算して住民税を特別徴収していた方でも、4月1日現在で65歳以上になると公的年金所得に係る住民税については、給与からの徴収はできません。65歳以上の方の納付方法は、公的年金からの特徴もしくは普通徴収での納付になります。

※公的年金受給者であっても、65歳未満の方は公的年金所得にかかる住民税を、給与からの特別徴収とすることができます。

Q5 公的年金の所得に係る特別徴収と給与所得に係る特別徴収の両方があります。住民税の均等割は、どちらから特別徴収されますか？

A5 給与からの特別徴収より徴収されます。

※均等割の徴収順位：①給与特徴 ②年金特徴 ③その他普徴

Q6 公的年金所得に係る特別徴収と給与所得に係る特別徴収があります。それぞれの住民税額の算出方法はどうか？

A6 公的年金所得と給与所得を合算し、住民税額の合計額「A」を算出します。

1、給与所得に係る住民税額「B」を算出します。

2、「A」－「B」＝公的年金所得に係る住民税額を算出します。

※均等割は給与収入より徴収

Q7 給与所得、公的年金所得、不動産所得があります。その場合の算出方法は？

A7 ①全ての税額に係る住民税額を計算…税額A

②給与所得に係る住民税額を計算…税額B

③給与以外の所得（不動産所得、年金所得）に係る住民税額を計算…税額C
（税額C＝税額A－税額B）

④公的年金所得に係る住民税額を計算…税額D

(a) 給与所得に係る住民税額＝0（税額B＝0）の場合

税額D＝（税額C－均等割）×公的年金所得／総所得金額等＋均等割
※100円未満の端数がある場合は切り捨て

(b) 給与所得に係る住民税額＞0（税額B＞0）の場合

税額D＝税額C×公的年金所得／（総所得額－給与特徴分の総所得額）
※100円未満の端数がある場合は切り捨て

⑤公的年金所得に係る特別徴収額を計算…税額E＝税額D÷2

（100円未満の端数は切り捨て。全額が100円未満のときは100円）

⑥公的年金所得に係る普通徴収額を計算…税額F＝税額D－税額E

⑦不動産所得に係る住民税額を計算…税額G＝税額C－税額D

- Q8** 当初、介護保険料を公的年金から特別徴収されていましたが、年度途中で保険料が変更になったため普通徴収に切り替わりました。住民税については、このまま特別徴収されますか。
- A8** 介護保険料の特別徴収の対象者でなくなった場合は、住民税においても普通徴収に切り替わることとなります。
税額の変更のほか、転出等より介護保険料の特別徴収の対象者でなくなった場合も普通徴収に切り替わります。
- Q9** 介護保険料と住民税で特別徴収される年金が異なる場合がありますか？
- A9** 介護保険料と住民税は、同一の年金から特別徴収を行うこととなります。ただし、住民税の課税対象とならない障害年金や遺族年金から介護保険料が特別徴収されている方は、住民税については普通徴収となります。
- Q10** 介護保険料と国民健康保険税(または後期高齢者医療保険料)の合計額が、年金額の2分の1を超える場合、国民健康保険税(または後期高齢者医療保険料)については、公的年金からの特別徴収は行われませんが、住民税についてはどうなりますか。
- A10** 介護保険料と国民健康保険税(または後期高齢者医療保険料)の合計額が、年金額の2分の1を超える場合には、国民健康保険税(または後期高齢者医療保険料)については特別徴収が行われず、介護保険料のみが特別徴収されることとなります。
このとき、所得税と介護保険料を差し引いた年金残額が住民税額より大きい場合には、住民税の特別徴収の対象となります。
また、年金額から①所得税、②介護保険料、③国民健康保険税(または後期高齢者医療保険料)を差し引いた額が住民税額より大きい場合についても特別徴収の対象となります。※天引きの優先順位は①～③の順。住民税は④番目